

福島区民センターご利用者のみなさまへ

平素より、区役所附設会館をご利用いただきありがとうございます。

さて、このたび施設の利用にあたり使用日直前のキャンセルを防止して他の利用希望者の利用機会を広げるため、大阪市区役所附設会館条例及び条例施行規則を改正し、平成29年4月1日申込分から使用料の納付時期と還付基準を規定しました。

ご利用者のみなさまにおかれましては、次の改正内容にご留意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

1. 使用料は納付期限までに納付いただくこととなります

◎期限内（請求書に記載しています）に納付がない場合は、使用されないものとして新たな使用申込みを受付ます。※納付期限が休館日の場合は、翌開館日となります

※附属設備の使用料は使用日にお支払いください。

振込先	口座名：一般財団法人大阪市コミュニティ協会福島区支部協議会 銀行名：りそな銀行 野田支店 普通 0271320
	口座名：大阪市立福島区民センター 銀行名：ゆうちょ銀行 口座記号番号 00920-3-0332877

2. 使用許可取消（キャンセル）の申込について

○申込は、窓口または郵送で受付します。※電話での申込みはできません。

①窓口申込について

「使用許可書」を持参してください。

（「使用許可取消申請書」は確認のうえ窓口で作成します）

②郵送申込について 施設にて受領を確認した日を受付日とします。

「使用許可書(写し)」、「使用許可取消申請書」、郵送料はすべてご利用者の負担となるため「取消通知書」と「還付請求書」（還付対象の場合）の返信用切手分を同封して送付ください。送付後、施設あてに受信の確認電話をお願いします。

◎次の期間内に使用許可の取消を申出た場合は、納付済の使用料を還付します。

利用室名	使用許可取消（キャンセル）を申し出た日	還付額
ホール	使用日の3カ月前の日まで	全額
	使用日の3カ月前の翌日から2カ月前の日まで	半額
会議室	使用日の1カ月前の日まで	全額

3. 使用許可取消に伴う還付請求について

既納の使用料は、大阪市区役所附設会館条例及び条例施行規則で定められている期間内の取消申請について、還付対象となります。

○還付請求は、窓口または郵送で受付します。※電話での申込みはできません。

①窓口請求について

「使用許可書」と印鑑を持参してください。

（「還付請求書」は確認のうえ窓口で作成します）

②郵送請求について

「使用許可書（写し）」及び「還付請求書」（所定の様式に押印が必要です）に必要事項を記入のうえ郵送ください。郵送料はすべてご利用者の負担となるため、還付通知書の返信用切手分を同封して送付ください。送付後、施設あてに電話確認をお願いします。

ご注意ください！

附属設備使用料については、施設使用料と合算して納付することはできませんが、納付済の附属設備使用料のみの取消しに伴う還付はできませんので、利用確定する当日納付をお勧めします。